

# 石油燃焼機器が法規制され、より安全になります

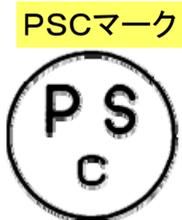
1. 石油燃焼機器を「消費生活用製品安全法」の特定製品※に製品指定し、技術基準省令において安全装置などの基準について具体的な内容を義務づけました。
2. 平成21年4月1日からPSCマークの付いた石油燃焼機器の販売が始まっています。

※「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品(消費生活用製品安全法第2条第2項)

## 【消費生活用製品安全法に追加された特定製品】

石油燃焼機器のうち、以下の3製品

- ① 石油給湯機(灯油の消費量70KW以下、熱交換器容量50リットル以下)  
→ 空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
- ② 石油ふろがま(灯油の消費量39KW以下)  
→ 空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け
- ③ 石油ストーブ(ファンヒーターを含む)(灯油の消費量12KW以下(開放燃焼式で自然通気形は7KW以下))  
→ 不完全燃焼防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守、給油時消火装置(カートリッジ給油式ストーブ)等の義務付け



# 主な技術基準

## 〔石油給湯機〕

- ・ 空だきによる火災事故の防止のため、**空だき防止装置**を義務化
- ・ 一酸化炭素中毒による事故の防止のため、排気ガスの**一酸化炭素濃度基準**を強化

## 〔石油ふろがま〕

- ・ 空だきによる火災事故の防止のため、**空だき防止装置**を義務化
- ・ 一酸化炭素中毒による事故の防止のため、排気ガスの**一酸化炭素濃度基準**を強化

## 〔石油ストーブ〕

- ・ 一酸化炭素中毒による事故の防止のため、**一酸化炭素濃度基準**の強化(対流用送風機を有するものについては、**不完全燃焼防止装置**の義務化)
- ・ 一酸化炭素中毒による事故の防止のため、**不完全燃焼防止装置**に**不完全燃焼通知機能**及び**再点火防止機能**を義務化
- ・ カートリッジ式灯油タンクのキャップの締め忘れによる火災事故の防止のため、**締まったことの確認**ができる仕様(音、目視や感触で判断できる)の義務化(強制通気形開放式、自然通気形開放式)
- ・ カートリッジ式タンクを有するものの火災事故の防止のため、本体から引き抜いたときに、自動的に消火する機能(**給油時消火装置**)を義務化



石油給湯機



石油ふろがま



石油ストーブ※



石油ファンヒーター※

### 【出展・お問い合わせ先】

経済産業省商務流通グループ製品安全課  
TEL 03-3501-4707、FAX 03-3501-6201

※石油ストーブに分類